

やすらぎホーム希望の家 重要事項説明書

1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人琴丘ふくし会
- (2) 法人所在地 秋田県山本郡三種町鹿渡字町後 2 5 1
- (3) 電話番号 0 1 8 5 - 8 7 - 3 1 3 0
- (4) 代表者氏名 飯 塚 一 夫
- (5) 設立年月日 昭和 6 3 年 5 月 1 7 日

2 ご利用施設

施設の種類

- (1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) 事業の目的及び運営方針
介護を必要とし、認知症の症状を有するご利用者（契約者）が、家庭的でなごやかな環境の下で、安心して日常生活ができるよう、心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。
- (3) 施設の名称
やすらぎホーム希望の家
- (4) 所在地 秋田県山本郡三種町鹿渡字町後 256
- (5) 電話番号 0 1 8 5 - 7 2 - 2 6 6 6
- (6) 管理者 田村麻紀子
- (7) 設立年月日 平成 1 4 年 1 月 1 日
- (8) 入居定員 9 名

3 居室等の概要

居室は全室個室となっており、以下の設備を整備しております。

居室・設備の種類	室数	面積	備考
1人部屋	1室	18.14㎡	
1人部屋	8室	13.65㎡	
玄関	1	11.03㎡	
事務室	1	12.42㎡	
台所・食堂・居間	1	67.60㎡	
トイレ	2	5.47㎡	南側3.27㎡北側2.20㎡
身障者用トイレ	1	4.42㎡	車椅子出入可能
浴室	1	4.97㎡	木材の浴槽、浴室
脱衣室・洗濯室	1	9.79㎡	

◎ご契約者の心身の状況により、居室を変更する場合がありますが、その際にはご契約者やご家族と協議の上で決定致します。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対し認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。なお職員の配置は指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	備 考
管理者	1名	介護士兼務
計画作成担当者	1名	介護士兼務
介護従事者	7名	兼務を含む

職員の勤務時間は以下のとおりです。

早出 7：00～16：00

日勤 8：30～17：30

遅出 10：00～19：00

夜勤 17：00～翌朝9：00

日中は3名、夜間は1名の職員が常勤します。

5 非常災害時の対策

非常時の対応 別に定める「社会福祉法人琴丘ふくし会防災計画」により対応します。

非常通報の体制 非常通報体制は、非常通報装置により三種消防署及び琴丘地区消防団第1分団長のほか職員7名へ自動的に通報され、緊急連絡網により全職員が呼集される体制を確保しています。

訓練と防災設備 別に定める「特別養護老人ホーム希望苑消防計画」により年2回夜間及び昼間の避難訓練を職員と利用者および地域住民や関係機関を交えて実施します。消火栓、消火器及び自動火災報知器、煙感知器、防火扉などを定期的に専門業者の点検と自己点検を実施します。

6 衛生管理

当施設は、利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は措置を講ずるとともに医薬品や医療器具の管理を適正に講ずるよう努めます。

7 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の措置を講じます。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知します。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。

8 虐待防止に向けた体制等

虐待防止に向け、次のことを実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止の指針を整備し、虐待防止等の相談および苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。高齢者虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うことがあります。
- (3) 職員は年2回以上、虐待発生防止のための研修を受講します。
- (4) 前項の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置きます。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のため協力します。また、発生の原因と再発防止策について、高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員へ周知するとともに、市町村関係者に報告を行い再発防止に努めます。

9 身体拘束等の禁止

当施設は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底します。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10 業務継続計画(BCP)の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 記録の整備

当施設は、職員、設備および会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 施設は入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - (1) 施設サービス計画
 - (2) サービス内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急役を得ない理由の記録
 - (4) 市町村等への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況および事故に際してとった措置についての記録

12 職場におけるハラスメントの防止

当施設は、ハラスメント(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等)を防止するための指針を整備し、次の対策を行います。

(1) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員へ周知・啓発を行います。

(2) ハラスメントの相談に応ずる窓口と担当者を定め、従業員に周知します。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様および時間、その際に利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 利用料金は別添のとおりとなっています。

貴重品(金銭等)の管理については、ご契約者及びご家族と相談の上、決める事とします。

15 利用料金の支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

◎ 窓口での現金支払い

支払窓口 特別養護老人ホーム希望苑事務所

◎ 下記指定口座への振り込み

秋田銀行鹿渡支店

普通預金 221 325998

口座名 社会福祉法人琴丘ふくし会

やすらぎホーム希望の家

理事長 飯塚 一夫

16 短期利用共同生活介護の利用について

当事業所は、定員の範囲内で空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護を提供します。

1. 短期利用共同生活介護の定員は1ユニット1名とします。

2. 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めることとします。

3. 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に従ってサービスを提供します。

4. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及びご家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護

の利用者が負担するものとします。

17 ご利用者の入居中の医療について

協力医療機関として以下の医療機関から同意を得ております。ただし下記医療機関での診療や入院治療を義務づけるものではありません。

1. 鹿渡内科医院
長信田の森心療クリニック
2. 杉山病院
3. 能代歯科医療会・わしや歯科医院

18 苦情・相談の受付について

当事業所の苦情・相談受付窓口

やすらぎホーム希望の家 管理者 田村麻紀子

電話番号 0185-72-2666

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

19 介護サービス記録の利用者への開示

- (1) 当事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「個別サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等を記録します。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに、「介護計画書」の見直しを行い、前項の「個別サービス提供記録書」などに、その内容を記録します。
- (3) 事業所は、前項にある、「個別サービス提供記録書」等の記録を作成した後、2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを公布します。

説明者

やすらぎホーム希望の家

管理者 田村麻紀子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、やすらぎホーム希望の家のサービスの提供に対し同意いたします。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（身元引受人）

住所 _____

氏名 _____ 印

別 添

やすらぎホーム希望の家（認知症対応型共同生活介護事業所）

利用料金表（令和6年6月1日現在）

介護保険適用・自己負担額（1割負担額の場合）

状態区分	1日当たりの利用料	1ヶ月の利用料（30日）
要支援2	928円	27,840円
介護度1	933円	27,990円
介護度2	976円	29,280円
介護度3	1,003円	30,090円
介護度4	1,023円	30,690円
介護度5	1,044円	31,320円

※自己負担額は、合計所得金額が220万円以上（単身で年金収入のみの場合344万円）以上の方は3割負担、合計所得金額が160万円（単身で年金収入のみの場合、年収280万円）以上の方は2割負担となります。それ以下の方は1割負担です。

※利用にあたっての条件=介護度が要支援2から要介護5まで、主治医の診断書により認知症の状態にあり、共同生活が営める者。

◎初期加算

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円の利用料が加算になります。（短期利用の方はありません。）

◎サービス提供体制強化加算（I）

当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上ですので1日につき22円の利用料が加算になります。

◎介護職員等処遇改善加算（I）

当事業所の介護職員の処遇改善を目的として、1日のサービス利用料合計に18.6%を加算になります。

介護保険適用外の利用料

内 容	利用料	内 訳
食材料費	1日につき 1,445円	43,350円（30日）おやつ代含む
家 賃	1日につき 400円	12,000円（30日）
運営管理費	1日につき 300円	9,000円（30日）光熱水費

（短期利用の方の食材料費は、朝445円、昼500円、夕500円で提供した分のみの利用料となります。）

その他の費用

おむつ代、理美容代、医療機関の受診（往診）費用、日用品費（ティッシュ、歯ブラシ、石鹸、洗剤等）は実費負担となります。